

こおりやま広域圏チャレンジ「新発想」研究塾設置要綱

(設置)

第1条 住民ニーズを的確に捉え地域の魅力を高めた住民満足度の高いまちづくりを実現するため、住民生活を直視し、新しい発想のもと知恵と工夫を活かした実効性のある施策の調査研究を行うとともに、こおりやま広域圏の若手職員の政策形成能力の向上に資するこおりやま広域圏チャレンジ「新発想」研究塾（以下「研究塾」という。）を設置する。

(調査研究事項等)

第2条 研究塾は、広域連携により効果的に解決すべき課題について、次に掲げる事項を調査研究し、その成果を郡山市長及びこおりやま広域圏各市町村長に報告する。

- (1) 住民福祉の増進につながる取組み
- (2) 自主的・自立的なまちづくりのための取組み
- (3) 先導性・モデル性のある取組み
- (4) こおりやま広域圏の発展に資する取組み
- (5) ICT 利活用による取組み

(組織)

第3条 研究塾は、公募または各自治体の所属の長が推薦する研究塾生をもって構成する。

2 研究塾に代表及び副代表1人を置き、研究塾生の互選によって定める。

3 代表は、研究塾を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、代表が招集し、代表が会議の座長となる。

2 代表は、特に必要があると認めるときは、研究塾生以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(研究班)

第5条 研究塾に調査研究事項に応じ、専門的に調査研究を行うため、市民部長が定める数の研究班を置く。

2 研究塾生は、いずれかの研究班の班員となる。

3 研究班に班長及び副班長1人を置き、班員の互選によって定める。

4 班長は、研究班を代表し、その事務を掌理する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 研究班の会議は、班長が招集し、班長が会議の座長となる。

7 班長は、特に必要があると認めるときは、会議に班員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 班長は、関係課等の長に、調査研究上必要な資料等の提供を求めることができる。

(各課の協力)

第6条 課等の長は、研究塾における調査研究の過程において、必要な説明、資料等の提供を求められたときは、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 研究塾の庶務は、市民部ダイバーシティ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究塾の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。